京都市立百々小学校給食調理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

京都市教育委員会体育健康教育室
小学校給食担当

公募型プロポーザルの実施について

委託業務受託候補者の選定を公募型プロポーザル方式により、次のとおり実施する。 令和7年10月20日

京都市長 松井 孝治

1 委託事業の概要

- (1) 委託事業名 京都市立小学校給食調理業務委託
- (2) 委託対象学校名称及び履行場所

委託対象	履行場所	喫食見込数
京都市立百々小学校	京都市山科区西野山百々町 173-1	450食

- (3) 委託事業の内容 別紙「給食調理業務仕様書」のとおり
- (4) 委託期間 令和8年4月1日~令和11年3月31日
- (5) 委託金額の上限 73,779千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

2 応募資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者である こと。
- (2) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条の規定に基づく排除措置命令若しくは第62条第項の規定に基づく課徴金納付命令を受けていないこと。なお、応募後の取り扱いは京都市競争入札参加停止取扱要綱に準じる。
- (4) 平成31年度から令和6年度までの間に公立小学校において自校調理方式で3年以上の受託 実績があり、現在も受託していること。または、その他の学校給食調理業務において、それに 準ずる実績があり、現在も受託していること。
- (5) 令和4年度以降、本件公告日までに申請者の本市管轄の支社、営業所(本社が管轄の場合は本社)において、食中毒事故等による営業上の行政処分を受けたことがないこと。
- (6) 調理師法(昭和33年法律第147号)に規定する調理師の資格を有する者で、健康増進法(平成14年法律第103号)第20条第1項に規定する特定給食施設である学校、病院等の給食調理業務に2年以上の経験を有する者、又は栄養士法(昭和22年法律第245号)に規定する栄養士の資格を有する者で、特定給食施設である学校、病院等の給食調理業務に2年以上の経験を有する者を従事させることができること。
- (7) 業務従事者に対して、安全・衛生教育を年3回以上実施していること。
- (8) 社内に防火管理責任者を置き、業務従事者に対し初期消火訓練など防火・防犯に関する教育を年1回以上実施していること。
- (9) 食中毒発生による業務停止等、給食業務の履行ができなくなった場合に、当該小学校給食に代わる給食を即座に提供できる業者を常に確保しており、その旨についての当該代替業者との契約書等の写しを提出できること。なお、代替業者は、本要項による応募資格を満たす者、又はそれに準ずる者とする。

- (10) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力 団密接関係者でないこと。
- (11) 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 本市の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (12) 上記(1)~(11)について、誓約書(応募様式イ)を提出すること。

3 応募方法

- (1) 提出書類
 - ア 公募型プロポーザル参加申込書(応募様式ア)
 - イ 誓約書(応募様式イ)
 - ウ 実施計画書(様式不問)

別紙「学校給食調理業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、当該小学校での業務に係る実施計画書を作成すること。ただし、次の事項については必ず記載すること。

- (ア) 小学校給食に対する基本的な考え方
- (イ) 業務実施までの準備スケジュール
- (ウ)業務従事者の配置計画及び人員確保の具体的な方法(巡回の体制や実施方法を含む)
- (エ) 事故処理体制、苦情処理体制及び具体的な対応
- (オ) 食物アレルギーに対する具体的対応
- (カ) 安全衛生管理体制と具体的な実施方法(食中毒などの非常時の対応を含む)
- (キ)業務従事者に関する教育・研修の内容と実施方法
- (ク) 個人情報の保護に関する事項
- (ケ) 食事提供時刻を考慮した日常業務のスケジュール
- 工 会社概要
- オ 貴社の業務(衛生管理)マニュアル又はそれに類するもの
- カ 学校給食調理業務の受託実績調書(受託校名、期間、1日あたりの喫食数等)
- キ その他の給食調理業務の受託実績調書(2件以内、簡略な説明)
- ク 作業工程表(応募様式ウ)・作業導線図(添付の給食室平面図を使用)

「添付の(見本1)の2献立分を作成すること。作業動線図の起点は任意とする。なお、 当該校の給食調理業務を受託中の者は、作成済みの作業工程表・作業動線図の写し(任意 のスチコン献立・卵使用献立のもの、カラー)を代替として提出できる。

ケ 見積書及び経費区分別内訳書(委託料年額、ただし消費税及び地方消費税を除く金額) ※見積書には社印・代表者印を押印すること。

(2) 提出期限<必着>

令和7年11月21日(金)午後5時まで

- (3) 提出部数及び提出方法
 - ア 原本として紙文書 1 部、写しとして紙文書 3 部及び PDF データを CD-R 等で 1 部、担当 課まで直接持参又は郵送(期限内必着)により提出すること。

ただし、提出書類のうち、次の3点は、原本1部のみの提出とする。

- ・「ア 公募型プロポーザル参加申込書(応募様式ア)」
- 「イ 誓約書(応募様式イ)」
- ・「ケ 見積書及び経費区分別内訳書」

イ 複数の学校について提案を行う場合の提出書類

複数の学校について提案を行う場合は、次の3点については、1校につき1部ずつ作成し、その他の提出書類は、各校共通分はまとめて1部として提出すること。ただし、作成にあたっては、1校ずつのプロポーザルであることに留意すること。

- ・「ウ 実施計画書」のうち項目(ウ)業務従事者の配置計画及び人員確保の具体的な方法(巡回の体制や実施方法を含む)
- ・「ク 作業工程表・作業導線図」
- ・「ケ 見積書及び経費区分別内訳書」

(2) その他

- ア 提出期限後においては、提出書類及び関連資料の内容変更は受け付けない。また、提出書類及び関連資料の返却は行わない。なお、提出書類及び関連資料は、本件公募、契約以外の目的では使用しない。ただし、提出された書類は本市の公文書として公開することがある。
- イ 提出にあたっては、仕様書の内容を十分に理解したうえで、以下の点に注意すること。 <物品有償貸与契約について>

本業務の受託に際しては、当該小学校の所有する施設・設備及び機器類等について、有償で貸与することになるため、別途、物品有償貸与契約を締結する(仕様書「9 委託する業務概要及び業務内容」(4)を参照)。

4 受託業者選定の評価基準

提出書類及びプレゼンテーションについて、下記の観点で総合評価を行う。

- (1) 小学校給食に関する取組
 - ア 本事業の目的・趣旨を理解し、学校給食法に基づく児童への食事提供事業として高度な公 共性を有することを認識したうえで、アレルギー除去を含めた円滑な事業提供に向けた基本 方針が明確に示されていること。
 - イ 衛生管理を徹底し、児童に「より安全でよりおいしい給食」を提供するためのコンセプト を有し、その実現に向けた取組、工夫がされていること。
 - ウ 学校の教育活動に協力的であり、給食調理等の業務を通じて食育活動への貢献に向けての 提案や取組が明確に示されていること。
- (2) 安全衛生管理
 - ア 厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」、文部科学省「学校給食衛生管理基準」等 に基づいた独自の衛生管理マニュアルを確立し、それに基づき調理業務が実施されていること。
 - イ 業務従事者に対して食品の安全衛生管理に関する教育が徹底されていること。
 - ウ 設備や衛生項目等の定期検査及び抜き打ち検査を自主的に実施するなど、安全衛生管理体 制が徹底されていること。
 - エ 業務従事者の健康管理が適切に実施されていること。
- (3) 業務遂行能力
 - ア 本事業の受託までの準備スケジュールについて、委託内容に沿って具体的に明記されていること。
 - イ 本委託業務を継続して安定的に確実に履行できる職員配置の体制が確保されていること (仕様書に基づき、十分に業務遂行能力のある業務責任者(調理師又は栄養士の有資格者) 及び業務従事者の配置が可能であること)。
 - ウ 給食提供時刻を考慮した給食調理の作業工程表・作業導線図を作成すること。
 - エ 学校給食受託実績の状況。

(4) 見積金額

ア 総額が予算上限額以内であり、かつ合理的であること。ただし、提出書類及び関連資料 並びにプレゼンテーションによる総合評価を行うため、必ずしも最も見積金額が低い者を 採用するものではない。

イ 経費区分別内訳書が正確に算定されていること。

(5) その他

市民対応や個人情報の取扱いについて、業務従事者への研修及び教育が実施されていること。

5 選定方法

- (1) 提出書類及び関連資料並びにプレゼンテーションにより、小学校給食調理業務受託者選定審査会が審査し、基準となる点数(600点中300点)を満たした者の中から、最高得点者を本業務委託に適した受託候補者として選定し、第2位の者を次点候補者とする。
- (2) 評価基準及び配点

上記「4 受託業者選定の評価基準」の各項目に対する評価基準及び評価点数は次のとおりとする。

評価基準	評価点数
非常に優れている	
「優れている」の評価基準に加え、特に優れた発想や積極的	6
かつ有効な提案がされている。	
優れている	
各項目で求められた内容に明確に答えているとともに、業務	4
実績に関するコンセプトやマニュアルが十分確立され、安全で	4
安心な給食が提供できると判断できる。	
概ね良い	2
各項目で求められた内容に明確に答えている。	2
劣っている	1
各項目で求められた内容に対して回答が不十分である。	ı
非常に劣っている	0
各項目で求められた内容に答えていない。	U

※ なお、上記「4 受託業者選定の評価基準」のうち、「(2) 安全衛生管理ア〜ウ」「(3) 業務遂行能力ア〜ウ」「(4) 見積金額ア、イ」は、特に重要事項であるため、「非常に優れている」 又は「優れている」と判断された事項については、評価点数を2点加点する。

6 委託実施校の見学会について

委託実施校の設備や施設状況等を把握する必要があるため、下記の日程で見学会を実施する。

- (1) 日 時 令和7年10月28日(火)午後4時
- (2) 場 所 京都市立百々小学校(京都市山科区西野山百々町 173-1)

ア 参加申込 <期日厳守>

見学会に参加を希望する場合は、令和7年10月27日(月)午後5時までに電子メールで体育健康教育室(あて先:taiken@edu.city.kyoto.jp)に申し込むこと。電子メールの本文には、会社名、連絡先、参加人数、参加予定者の氏名を記載すること。な

お、当日の詳細は、体育健康教育室から参加申込をした者に連絡する。

イ 参考

当日の持ち物として、白衣またはそれに準じる服装及び帽子、専用の履物 (サービスホール、調理室用 2 種類)、直近の検便結果の写し

7 実施計画書に関するプレゼンテーションの実施について

提案内容に関する確認や補足説明を受けることを主な目的として、下記の日程で、実施計画 書に関するヒアリングを実施する。実施計画書の内容について説明できる者(3名以内)が必 ず出席すること。

- (1) 日 程 **令和7年12月1日(月)**
- (2) 場 所 京都市東山区大和大路通三条下る東入若松町393 元有済小学校内 TEL 075-708-5323
 - ※開始時間については、後日に各応募者へ連絡する。

8 審査結果の通知

結果については提出者全員に審査終了後10日以内に文書で通知する。

9 委託契約の締結

- (1) 受託候補者と契約条件を確認及び協議のうえ、委託契約を締結することとする。なお、契約 締結までの間に受託候補者が上記2の応募資格を満たさなくなった場合その他受託候補者と 契約しないこととなった場合は、次点候補者を新たな受託候補者として協議を行う(新たな受 託候補者と契約しないことなった場合はさらに次点候補者を受託候補者とする。)。
- (2) 契約日は、令和8年4月1日とする。ただし、本件に係る予算が成立しない場合は、契約を締結しないものとする。この場合において、本件のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者はその経費を京都市に請求することはできない。

10 その他

応募に要する費用については、すべて応募者の負担とする。

11 この業務に関する照会先

〒604-8091 京都市東山区大和大路通三条下る東入若松町 393 番地 元有済小学校内 京都市教育委員会事務局 体育健康教育室小学校給食担当(担当:市川、三輪)

電 話 075-708-5323

メール taiken@edu.city.kyoto.jp

- (1) 本件プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書(様式は任意)を電子メールにより提出すること。口頭又は電話・FAXでの質問は一切受け付けない。
- (2) 本市「小学校給食衛生管理マニュアル」「調理機器取扱マニュアル」は、本プロポー ザルに応募する事業者に限り、紙媒体の資料として提供する。希望する場合は体育健 康教育室に電話連絡のうえ受取に来庁すること。
- (3) 質問、資料依頼等の受付は、<u>令和7年11月17日(月)午後5時まで<必着></u> とする。

学校給食調理業務委託仕様書

京都市立百々小学校給食における給食調理委託業務等の執行に関し、その作業要領等の仕様を定める。以下、京都市を甲、受託業者を乙とする。

1 件名

京都市立小学校給食調理業務委託

2 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日

3 業務履行場所

京都市立百々小学校(京都市山科区西野山百々町 173-1)

4 委託内容

- (1) 給食用物資の検品・検収
- (2) 給食の調理
- (3) 配食(学級ごと)
- (4) 食器・食缶の配膳、回収、洗浄、消毒、保管等
- (5) 施設設備の清掃及び日常点検
- (6) 残菜の処理
- (7) 前各号に付帯するその他必要な業務

5 給食対象者及び調理食数

- (1) 給食対象者は、学校の児童及び教職員等とする。 なお、学校教育活動上、保護者試食会等を実施する場合は、参加者を対象に含めること。
- (2) 調理食数は、「年間給食実施計画表」(表1)(以下「計画表」という。)に記載する数を基準数とし、学校長、教頭又は栄養教諭(以下「学校長等」という。)が週単位又は日単位で乙に指示する。

なお、行事等により食数が増減する場合は事前に通知する。

6 献立等

学校長等は、あらかじめ、甲が作成する月ごとの「京都市小学校給食基準献立表」 (見本1)(以下「基準献立表」という。)及び、学校が作成する委託業務実施日ご との「調理業務指示書・調理業務変更指示書」(見本2)(以下「指示書」という。) を乙に提示する。

7 業務計画

(1) 乙は、学校長等から提示された「基準献立表」及び「指示書」に基づき、あらかじめ委託業務実施日ごとに作業工程表、作業動線図を作成したうえで、学校長等との打合せを実施し、打合せ内容を反映した作業工程表、作業動線図を学校長等に提出して確認を受けるものとする。

8 委託業務の履行日及び給食時間等

- (1) 委託業務の履行日
 - ア 学校長等が指定する給食実施日(予定日数は計画表のとおり)とし、日曜日、 土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)、年 末年始(12月29日~1月3日)、夏季休業(令和7年度は7月22日~8月 25日)、冬季休業(令和7年度は12月25日~1月6日)及び学校行事等に よる給食中止日を除いた日を業務履行日とする。
 - イ その他、学校の行事等で特別に必要な場合は、事前に通知する。
 - ウ 夏季休業及び冬季休業期間中であっても、給食用物資の検品・検収や施設設備の清掃及び日常点検等が必要な場合は勤務を要する。
- (2) 給食時間

おおよそ午後0時15分~午後1時00分(45分間)とする。ただし、学校 行事等により時間を変更する必要がある場合は、学校長等から乙に指示する。

9 委託する業務概要及び業務内容

甲が委託する業務は、「業務の分担区分表」(表 2-1)のとおりとする。 1 日の業務内容については、概ね「1 日の業務内容と流れ」(表 2-2)のとおりとする。 詳細については以下のとおりとする。

(1) 給食管理

- ア 乙は、調理された給食について、学校長又はその代行者が行う検食のための 配膳を行い、「学校給食日常点検票」(見本4)(以下「日常点検票」という。) の検食者記入欄により、その評価を受けなければならない。除去食についても 必ず検食を行うこと。また、評価については業務の参考とすること。
- イ 嗜好、喫食状況等の調査については、業務従事者も協力すること。
- ウ 学校行事等に係る給食の実施についても協力すること。
- エ 給食の提供に関係する書類等の作成及び報告は、甲の指示する日までに行うこと。
- オ 給食関係者会議等には、必要に応じて、業務責任者等が参加、協力すること。
- カ その他、甲及び甲が認める事項における業務の遂行についても、誠意をもっ て協力すること。

(2) 調理作業管理

ア 乙は、「3 業務履行場所」に定める履行場所において、甲が指定する器材、施設等を利用し、甲において調達した給食材料(物資)等を「基準献立表」、関係法令及び甲が作成する「小学校給食衛生管理マニュアル」(以下「衛生管理マニュアル」という。)に従い調理し、「指示書」に基づき履行するものとする。

「指示書」に基づいた調理が継続できない事態が生じたときは、速やかに学校長等に報告し指示を受けること。

- イ 調理業務以外の給食に関する特別作業の指示については、「特別作業指示書」 (見本3)に基づき履行すること。
- ウ 各献立の調理は、提供時間から逆算して行い、終了時間が早すぎたり、遅れ たりすることがないよう注意すること。
- エ 調理終了時間や中心温度等の計測と記録は「基準献立表」に確実に記入すること。
- オ 学校長等から食物アレルギー対応給食として、除去食の実施を「指示書」により求められた場合、学校長等が指定する調理方法に従って除去食を実施すること。なお、アレルギーの対象食材は、卵(鶏卵、うずら卵)、牛乳(パック入り牛乳)、パンとし、その他の食材については、学校長等と協議し対応すること。
- カドライ運用を実施し、水や食品を床に落とさず調理及び洗浄作業を行うこと。

(3) 食材料管理

- ア 食材(物資)の検収は、業務従事者が責任をもって行うこと。なお、調味料等の一括物資の検収記録は、「一括物資検収表」(見本5)に記録し、当日物資(副食、主食)の記録は、「基準献立表」の検収欄に記入し、学校長等の確認を受けること。
- イ 一括物資(調味料類、脱脂粉乳、小麦粉、片栗粉等)は、「物資受払簿」(様式1)により、残量を毎日記録し、月末に学校長等へ提出すること。
- ウ 冷蔵庫・冷凍庫の温度確認 (1日3回)を行い、「日常点検票」に記録すること。 と。基準値を満たさない場合は、速やかに学校長等に報告し指示を受けること。
- エ 物資倉庫内の温度・湿度を確認(1日1回)し、「日常点検票」に記録すること。
- オ 「衛生管理マニュアル」に基づき、検食、保存食及び展示食に係る業務を行 うこと。
- カ 保存食は、原材料及び調理済食品を食品又は献立毎に50g程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に密封して入れ、それぞれ専用の保存食用冷凍庫に-20℃以下で2週間以上保存すること。また、それに関わる記録は「日常点検票」に記録すること。
- (4) 施設・設備及び機器類等の管理

- ア 委託業務に係る施設・設備及び機器類等(以下「施設物件」という。) については、別途「物品有償貸与契約書」により甲が有償で乙に施設物件を貸与し、 年度毎に契約を締結する(別紙「施設・設備及び機器類等の使用に関する仕様 書」参照)。
- イ 乙は、施設物件を丁寧に使用し、「衛生管理マニュアル」を参考に清潔保持、 整理整頓し、また、火災防火及び施設物件の滅失、破損の防止、その他善良な 管理者として努めなければならない。
- ウ 乙は、施設物件や器具等(食器類を含む)が故障・破損した場合は、速やかに甲に報告し、その指示に従うこと。また、乙の責めに帰すべき事由による場合は、乙がその損害を賠償すること。
- エ 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、施設物件を改変し、若しくはこれに付加 変更することはできない。
 - なお、施設物件については、業務委託が終了、若しくは契約解除された場合は、速やかに甲に返還しなければならない。
- オ 乙は、当該校での調理業務熟練のため、委託初年度の給食開始までに甲と協議のうえ、事前研修を行うとともに事前試食会を実施しなければならない。事前試食会の実施回数は、甲が指定する。なお、試食会に伴う経費は乙の負担とする。

(5) 衛生管理

- ア 衛生管理は、厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」、文部科学省「学校給食衛生管理基準」及び甲が作成する「衛生管理マニュアル」、「調理機器取扱マニュアル」及び「学校給食調理場における手洗いマニュアル」に準拠したものであること。
- イ 給食調理業務においては、確実な作業を行い、「日常点検票」に正確に記録すること。
- ウ 業務従事者は、業務を行う前に健康状況、衛生管理状況を点検し、「日常点検 票」に記録すること。
- エ 調理作業前及び配缶終了後には、必ず水道水の遊離塩素濃度の確認を行い、 「日常点検票」に記録すること。
- オ 施設物件や器具等(食器類を含む)は適切な方法で清掃、洗浄作業及び手入れを行い、安全・衛生的に保管し、日常的に点検すること。
- カ 給食室の床、排水溝及び終末会所は、毎日、作業後直ちに適切な方法で清掃、 洗浄、消毒、水切り等を行い、清潔保持に留意し日常的に点検すること。
- キ 業務従事者は、可能な限り給食室内における扉・窓等の開口部、壁・天井、 照明器具、排気口、換気扇等についても適切な方法で清掃等を行い、清潔保持 に留意し日常的に点検すること。
- ク 害虫等の発生や侵入を防ぐための駆除等を行い、「害虫駆除実施報告書」(様

- 式自由)を甲及び学校に提出すること。(害虫駆除は長期休業ごと、ねずみ駆除は春季・冬季休業中に行うこと。)
- ケ 残菜・ゴミ等の廃棄物は確実に排除し、適宜、学校指定の集積場に搬出し、 その処理を適正に行い、調理作業場等に放置しないこと。また、ゴミ集積場所 やゴミ用容器、グリストラップも常に清掃し清潔に保つこと。
- コ 便所の使用は、業務従事者専用便所を使用すること。また、便所使用後は、 確実に手を洗い、消毒すること。便所は定期的に清掃・消毒し、衛生的に保た なければならない。調理従事者が清掃・消毒する場合は、専用の衣類・履物・ 手袋・マスクを着用し、調理終了後に行うこと。
- サ 乙は、長期休業期間の設備点検及び清掃等につき、「給食施設設備清掃点検予 定及び実施報告書」(様式12)の項目を実施し、当該様式により実施予定及び 実施状況を学校に報告すること。

(6) 労働安全衛生

- ア 乙は、関係法令に基づき食品の安全衛生管理に留意するとともに給食調理・ 配缶等が衛生的に行われるよう、業務従事者の衛生教育に努めること。
- イ 乙は、あらかじめ労働安全衛生法に基づく健康診断を年1回以上実施し、そ の結果を「健康診断実施報告書」(様式2)により甲及び学校に提出すること。
- ウ 乙は、業務従事者について、あらかじめ検便(赤痢菌・サルモネラ菌・腸管 出血性大腸菌検査,ノロウイルス検査)を実施し、その結果を「検便検査結果 報告書」(様式3)により速やかに甲及び学校に提出すること。ただし、地域で の発生状況により検査項目の追加、変更が必要な場合は、甲の指示に従うこと。
- エ 乙は、ウに定める業務従事者の検便を次に定める基準で定期的に行うこと。 ノロウイルス以外の項目の実施回数は、毎月2回(12箇月×2回/月=全24回)とし、うち1回目は5日前後、2回目は20日前後に実施すること。 ノロウイルス検査の実施回数は年間2回とし、1回目は11月、2回目は1月に実施すること。
- オ 乙は、業務従事者の健康状態に注意を払い異常を認める場合には、速やかに 医師の診断を受けさせること。
- カ 乙は、アからオの結果、食品衛生上支障がある場合は調理業務に従事させないこと。特に、業務従事者及びその同居人に食中毒等を疑う症状(無症状病原体保有者を含む)がある場合、また、業務従事者に化膿性疾患が手指にある場合(この場合は業務に従事することを禁止する。)は直ちに医師の診断を受け、その指示を励行させること。また、その他下痢腹痛、嘔吐症状、発熱、せき、外傷及び皮膚病等感染症疾患の恐れがある者を調理業務に従事させないこと。なお、業務従事者の検便検査結果に陽性反応が出た場合は、本人以外の業務従事者にも再度検便検査を実施すること。

(7) 研修及び教育

- ア 研修・教育については、より良い給食を実現するために、乙の責任において、 業務従事者に必要な知識や技術を指導・教育し、習得させ、従事者の資質の向 上に努め、委託業務が適切かつ円滑に行われるようにすること。
- イ 乙は、業務従事者に対し、甲における給食の社会的役割、学校給食の意義等、 必要な知識・情報を与え、学校給食の必要性や望ましい給食の在り方を理解さ せるとともに、自ら実践できるようにすること。
- ウ 乙は、年間研修計画を策定し、甲と協議のうえ、業務従事者に対して必要な研修を行うとともに、「研修実施報告書」(様式自由)を甲及び学校に提出すること。なお、安全・衛生教育に関する研修を年3回以上実施し、防災・防火・防犯に関する研修については年1回以上実施すること。
- エ 乙は、学校の施設設備に応じた「安全管理マニュアル」を作成するとともに、 「給食調理マニュアル」等の必要な帳票類を履行場所に備え、業務従事者が常 用できるようにすること。

10 業務完了確認書等の作成

- (1) 乙は、1日の委託業務の終了後、「業務完了確認報告書」(様式4)を作成し、学校長等の確認を受けること。
- (2) 乙は、1箇月の委託業務の終了後、「業務完了届」(様式5)を作成し、学校長及び栄養教諭等に確認のうえ、履行月の翌月の10日までに甲に提出しなければならない。

11 業務従事者の配置

- (1) 乙は、業務の遂行に関し、健全な給食業務を運営するに足る人員を、乙の従業員を持って配置すること。
- (2) 乙は、年度当初に業務従事者を選任のうえ、「業務従事者選任届出書」(様式6)により甲に届け出るとともに、「業務従事者選任・変更報告書」(様式8)により甲及び学校に報告すること。また、業務従事者の追加や変更が生じた場合は、1箇月以上前に「業務従事者変更届出書」(様式7)により甲に届け出るとともに、「業務従事者選任・変更報告書」(様式8)により甲及び学校に報告すること。
- (3) 甲は、業務従事者の履歴書、医療機関の健康診断結果、その他甲が必要と認める書類の提出を乙に求めることができる。

12 業務責任者及び業務副責任者の配置

- (1) 乙は、委託業務の履行にあたり、業務従事者で当該校に常時勤務する正規社員のうちから業務責任者を定めるものとする。
- (2) 業務責任者は、履行場所に業務執行上の責任者として配置し、学校長等と連絡や報告を密に行うとともに、すべての業務従事者を指示し、意思の疎通を図り、

業務の執行管理及び衛生管理等にあたること。

- (3) 乙は、業務責任者に委託料の請求、契約の締結、解除及び変更に係る事項を除き、この契約に基づく権限を代理させることができる。
- (4) 業務責任者を補佐し、業務責任者に事故があるときは、その任務を代行する者として、当該校に常時勤務する業務従事者から業務副責任者を定めるものとする。
- (5) 業務責任者及び業務副責任者は、調理師法(昭和33年法律第147号)に規定する調理師の資格又は栄養士法(昭和22年法律第245号)に規定する栄養士の資格を有する者で、健康増進法(平成14年法律第103号)第20条第1項に規定する特定給食施設である学校・病院等の給食調理業務に2年以上の経験を有する者とする。
- (6) 上記(5)の有資格者のうちから、乙側の安全衛生的な調理業務実施のため、食品衛生責任者並びに衛生管理責任者を定め、その任にあたらせること。

13 労働災害事故の報告

乙は、委託業務の履行にあたり、業務従事者に労働災害事故が発生した場合は、 速やかに学校長に事故の内容を報告するとともに、その再発防止に努めなければな らない。また、事故の内容・経過等について、「労働災害事故報告書」(様式9)に より、甲及び学校に報告すること。

14 給食事故の報告(異物混入、使用する食材の誤り、遅延等)

- (1) 乙は、委託業務の実施にあたり、異物混入等の事故が起きないよう食材料の納入時の立会い及び検収時の点検を徹底しなければならない。(詳細は「衛生管理マニュアル」参照。)
- (2) 乙は、業務の作業開始前に施設物件や器具等(食器類を含む)の破損個所の有無、破損の恐れについて点検を行い、業務従事者全員で事故防止に必要な注意喚起等を行わなければならない。
- (3) 乙は、委託業務の実施にあたり、異物混入等があった場合又はその疑いが生じた場合及び使用する食材の誤りや遅延等があった場合においては、直ちにその旨を学校長等に報告しなければならない。

なお、その対応後速やかに業務従事者全員で事故発生の状況を確認するととも に、以後の事故防止の具体的な改善策を検討し、これらの内容を記載した「給食 事故報告書」(様式10)を作成のうえ、甲へ提出しなければならない。

15 児童等への対応

乙は、学校給食が教育活動の一環として実施されていることを十分に理解・認識 し、その旨を業務従事者に周知し、児童等と対応するものとする。給食等の受渡し 及び食器等の回収についても、学校と連携し対応すること。

16 食中毒発生時及び災害発生時等の給食の確保について

- (1) 乙は、食中毒発生による業務停止など、給食業務の履行ができなくなった場合に備え、乙に代わって昼食を即座に提供できる代替業者を常に確保し、給食開始前までに、当該代替業者との契約書の写し等を甲に提出すること。なお、代替業者は、本調理委託業務に係る公募型プロポーザル実施要項による応募資格を満たす者、又はそれに準ずる者とする。
- (2) 乙は、地震等の災害発生時にあっても、随時業務が再開できるよう、業務従事者を配置すること。
- (3) 乙は、前述の場合にあっても、業務従事者の配置に関しては、「12 業務責任者及び業務副責任者の配置」の規定に従うこと。

17 業務の分担区分

甲及び乙がそれぞれ分担する業務の内容は、「業務の分担区分表」(表 2-1)の とおりとする。

18 経費の負担区分

委託業務の実施に必要な経費の負担は、「経費の負担区分一覧表」(表3)のとおりとする。

19 代金の支払いについて

甲は、契約金額を月割りにした金額を、毎月末の業務完了後、乙の請求により速 やかに乙に支払うものとする。

20 業務履行等の確保

(1) 報告書等

乙は、報告書等を甲及び学校に提出すること。様式等は下表のとおりとする。なお、見本 $1\sim5$ は、学校が乙に交付する。

また、各様式は、甲と乙との協議に基づき変更する場合がある。

	様式番号	報告書名	提出先	提出期限	提出部数
	見本1	京都市小学校給食基準献立表	乙→学校	毎日	1 部
	見本 2	調理業務指示書・調理業務変更指示書	学校→乙	毎日	1 部
業	見本3	特別作業指示書	学校→乙	必要に応じて	1 部
務	見本4	学校給食日常点検票	乙→学校	毎日	1 部
履	見本 5	一括物資検収表	乙→学校	検収した日	1 部
行	様式1	物資受払簿	乙→学校	毎月末ごと	1 部
関	様式4	業務完了確認報告書	乙→学校	毎日 (業務終了後)	1 部
係	様式5	業務完了届	乙→甲	毎月10日まで	1 部
	様式10	給食事故報告書	乙→甲・学校	発生時即	各1部
	様式11	巡回実施報告書	乙→甲・学校	毎月10日まで	各1部

	様式12	給食施設設備清掃点検予定及び実施報告書	乙→学校	長期休業期間前後	1 部
	様式自由	害虫駆除実施報告書	乙→甲・学校	実施後即	1 部
	様式自由	業務改善報告書	乙→甲	改善後即	1 部
	様式2	健康診断実施報告書	乙→甲・学校	様式6・様式7に合わせて	各1部
従	様式3	検便検査結果報告書	乙→甲・学校	結果判明後即	各1部
事	様式6	業務従事者選任届出書	乙→甲	年度当初	1 部
者	様式7	業務従事者変更届出書	乙→甲	変更の都度	1 部
関	様式8	業務従事者選任・変更報告書	乙→甲・学校	年度当初及び変更の都度	各1部
係	様式 9	労働災害事故報告書	乙→甲・学校	発生時即	各1部
	様式自由	研修実施報告書	乙→甲・学校	実施後即	各1部

(2) 報告書等の提出方法

乙は、上記(1)に規定する報告書等の提出方法について、契約後速やかに甲 及び学校と協議を行い、甲及び学校の指示する方法で提出すること。

(3) 立ち入り調査

甲は、業務の履行状況について、事前に通告することなく立入り調査を行い、 又は報告を求めることができる。甲が行う立入検査等の結果、業務が適正に履行 されていないと認められた場合は、甲の改善指示に従い是正し、その改善結果を 「業務改善報告書」(様式自由)により甲に報告しなければならない。

21 秘密保持

乙は、業務上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

22 賠償責任

乙が業務を実行するうえで、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害 を与えたときは、乙はそれを賠償すること。

23 契約の解除

次の各号の一に該当するときは、甲は乙に対して委託料の一部若しくは全部の返還を請求し、契約を解除する。

- (1) 乙が委託契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙が委託契約の解除を申し出たとき。
- (3) その他、乙がこの契約に違反したと認められるとき。

24 その他

- (1) 乙は履行開始にあたって、業務遂行に遺漏のないよう、業務責任者とともに、 事前に甲と十分な打ち合わせを行うこと。
- (2) 乙は、業務を遂行するにあたって、学校の教育活動に影響を及ぼすことが懸念 される事案があれば、事前に学校長又は甲と協議のうえ了解を得ること。

- (3) 乙は本仕様書に定めがない事態が生じた場合、速やかに甲と協議し、誠実に指示に従うこと。なお、定めない事項であっても、本仕様書に付随する業務については誠意をもって対応し実施すること。
- (4) 「学校給食法」等の関係法令並びに市の関係例規を遵守し、業務を行うこと。
- (5) 給食調理業務を実施するにあたって、不明な点がある時には、速やかに学校長等に申し出て、指導・助言を求め指示に従うこと。
- (6) 乙は、月1回以上巡回し、学校長等と連携のうえ、安全衛生等の履行状況等を確認し指導すること。巡回実施日及び確認・指導内容等について「巡回実施報告書」(様式11)に記載し毎月甲及び学校長に提出すること。事故等があった場合は、速やかに巡回し状況を確認のうえ、「給食事故報告書」(様式10)を作成し甲に報告すること。
- (7) 乙は、甲が委託業務を円滑に実施するために開催する研修等(例:年3回実施する献立説明会)に、甲の指示により業務責任者及び業務副責任者を必ず参加させること。また業務責任者及び業務副責任者より従事者全員に伝達研修を行い、「研修実施報告書」(様式自由)を甲及び学校に提出すること。
- (8) 乙は、業務遂行に関係のない私物等の持ち込み又は設置をしないこと。
- (9) 甲は、翌年度以降において委託料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
- (10) 前項の規定により、甲がこの契約を解除した場合において、この契約の賃貸借の対象となった物件に係る乙の取得費用及び付随費用の合計額が、既に甲が乙に支払った委託料を上回っていても、乙は、その差額を甲に請求することはできない。
- (11) 乙は、前項に定めるもののほか、甲がこの契約を更新しなかったために生じた 損害の賠償について、甲に請求することはできない。
- (12) 乙は、通勤用自動車を甲の敷地内に日常的に駐車する場合は、駐車料金を支払うものとする。
- (13) 乙は、甲に業務(衛生管理)マニュアル又はそれに類するものの原本又は写し を1部提出するものとする。
- (14) 乙は、本件受託に伴う食品衛生法に基づく許可申請を行うものとする。

年間給食実施計画表(令和7年度)

1 給食喫食見込数

学 校 名	京都市立百々小学校
児 童 数	418名
教職員数	3 2 名
合 計	450名

2 給食回数(予定)

月	回数	備考
4 月	1 1	開始 15 日 (火)
5 月	2 0	
6 月	2 1	
7 月	1 4	終了 18日(金)
8 月	4	開始 26 日 (火)
9 月	2 0	
10 月	2 2	
11 月	1 8	
12 月	1 8	終了 24 日 (木)
1 月	1 7	開始 7日(水)
2 月	1 8	
3 月	1 4	終了 19日 (木)
合 計	197	

業務の分担区分表

区分	業務內容	本市 (学校)	受託側
	学校給食運営の総括	0	
	給食関係者会議等の開催・運営	0	
	学校行事等への協力 基準献立表の作成・指示 基準献立及び各指示の確認・実施 検食の実施・評価		0
	基準駅立表の作成・指示	0	
給食管理	本年版立及い合作小の唯心・夫旭	\bigcirc	0
稻 段官理	機関の表施・計画 給食関係の書類等の記入	0	\bigcirc
	上記書類等の確認・保管・管理	0	
	嗜好調査・喫食調査等の企画・実施	Ö	
	嗜好調査・喫食調査等の企画・実施 嗜好調査・喫食調査等への協力		0
	調理業務指示書の作成(除去食を含む)	\circ	
	調理業務指示書の確認 (除去食を含む) 給食調理業務計画書の作成 (作業工程表・作業動線図等)		0
	稻食調理業務計画書の作成(作業工程衣・作業期級凶寺)		0
	給食調理業務計画書の確認(作業工程表・作業動線図等)	0	
調理作業管理	調理業務		0
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	配缶・配食		0
	給食を取りに来た児童等の対応 食器具・調理機器等の洗浄・消毒・保管作業 日常点検票等の作成・記入		0
	民命兵・明生協命寺の仏伊・伊毎・休日日来		\bigcap
	日常点検票等の確認	\bigcirc	
	食品の購入・契約	$\overline{\bigcirc}$	
	食品の点検・検収	Ö	0
食品管理	食品の点検・検収(調理工程上)		0
及四百生	原材料及び保存食の採取		0
	原材料及び保存食の採取 食品の保管・在庫管理 食品の使用状況の確認		0
	食品の使用状況の確認	0	\bigcirc
七七号几 。 号田工田 长悠	給食施設,主要な設備の設置及び修理	0	
施設・調理機 器等管理	給食施設,設備の管理 その他の設備(調理器具・食缶・食器等)の管理		
位于日生	使用調理器具・食缶・食器等の確認	\cap	
	勤務表の作成		\bigcirc
₩ ₹ <i>₩ ₩</i> ₹₩	業務分担・職員配置表の提示		$\overline{\bigcirc}$
業務管理	業務分担・職員配置表の確認	0	
	緊急対応を要する場合の指示	\circ	
	衛生面の遵守事項の作成(小学校給食衛生管理マニュアル)	\bigcirc	
	食材の衛生管理		0
	施設・設備(調理器具・食器等)の清掃等の衛生管理		0
衛生管理	調理服・業務従事者等の清潔保持状況等の確認		0
	衛生管理簿(日常点検票)の作成 衛生管理簿(日常点検票)の確認	\bigcirc	U
	納入業者の清潔保持状況等の確認		\cap
	保存食の確保		\bigcirc
研修等	業務従事者等に対する研修		0
- 12	健康管理計画の作成		Ö
	定期健康診断の実施・報告		0
	健康診断実施状況等の確認	0	
N/ F61 -L A F6	検便の定期実施		0
労働安全管理	検便結果の確認	0	
	事故防止対策の策定		\bigcirc
	給食事故及び労働事故の報告	\bigcirc	\cup
	給食事故及び労働事故報告の確認 労災保険の加入	0	
	/J //\ //\ //\		\cup

1日の業務内容と流れ

		1日の美務内容と流れ	
	項目	内 容	配送(目安)
	出勤 (8:30)	(手洗い、身支度 清潔な白衣、帽子、マスク、靴等の着用) ・牛乳保冷庫、物資用冷凍庫・冷凍庫、保存食用冷凍庫の 温度確認及び記録	・早朝物資 (早朝・来校前)
準備	朝の打合せ	・当日の打合せ 業務従事者の健康調査 調理業務指示書、作業工程、動線の説明 担当確認、衛生管理等の留意点等の確認 給食数、除去食、行事、配食量等の確認	・ごはん、パン ・当日配送の物資 ・前日配送の物資 (午前)
	作業の準備	・手洗い、身支度 清潔な白衣、帽子、マスク、靴等の着用 ・使用水の遊離残留塩素濃度、温度、湿度測定 ・施設、設備、器具類の消毒	
	出庫・検収	・在庫品に出庫・納入物資、早朝物資の検収 ・保存食用原材料の採取(各材料50g保存食用冷凍庫へ)	
調理	調理	・調理作業時間の確認 ・調理作業指示書及び作業工程表に基づき、 計量・材料の下処理・裁断・加熱調理・調味 ・調理(加熱)の温度・時間の確認、記録	
	出来上がり確認	・栄養教諭等による点検	
	保存食の採取	・調理済みの食品の採取(各献立50g保存食用冷凍庫へ)	
	検食	・学校長等が検食を行えるよう配食	
配食	配食(配缶)	・学級人数別に食缶に配食 ・副食棚に配膳 ・展示食の準備・展示	
	配食の確認	・栄養教諭等による点検	
		・使用水の遊離残留塩素濃度の測定・記録・牛乳保冷庫、物資用冷凍庫・冷凍庫、保存食用冷凍庫の 温度確認及び記録	・一括物資 (月3回・午前又は午後
給食	配給時の立会い	・児童等が給食を取りにくる際の対応(丁寧に)	
洗浄	後片付け	・調理に使用した機器類の洗浄	
	1	(昼食)	-
返 却	運搬	・食器・食缶等の回収・返却時の児童等への対応	
	後片付け	・食器・食缶等の下膳	
洗浄	食器類洗浄	・洗浄・消毒・保管	
11,	調理室清掃	・作業終了後の清掃…水槽・調理台・台車・床・サービスホール	

返却	運搬	・食器・食缶等の回収・返却時の児童等への対応	
	後片付け	・食器・食缶等の下膳	
洗浄	食器類洗浄	・洗浄・消毒・保管	
後 片	調理室清掃	・作業終了後の清掃…水槽・調理台・台車・床・サービスホール 物資倉庫・排水溝(グレーチング・終末会所)等	
	残菜処理	・厨芥の処理	
	牛乳配食	・牛乳 (翌日分・午後) (月曜分は土曜)	
	日々の報告書	・当日の反省や記録	
報告書	記録の作成等	・翌日及び翌々日の献立と使用材料や調味料等確認 ・業務完了確認報告書等の報告書類の作成・整理・確認	
作成	打合せ	・翌日以降の打合せ	
等	業務終了 (17:00)	・牛乳保冷庫・冷蔵庫・冷凍庫・保存食用冷凍庫の温度確認、記録・(毎日)業務完了確認報告書に、学校長等の確認を受ける。・(1箇月の委託業務終了後)業務完了届に学校長等の確認を受ける。	

経費の負担区分一覧表

物品 (消耗品) の負担区分

乙 (受託者) が調達

甲(学校・市)が調達

〇業務用被服等

作業用衣類

エプロン(下処理、調理、配食、洗浄の各作業別、二次汚染防止用は区域別に肉魚用・卵用、卵除去食用、グリストラップ清掃用)

履物(下処理用、調理用、サンダル等) 調理帽、マスク、ゴム手袋、軍手 など

〇洗浄·衛生関係

食品・食器類洗浄用たわし・スポンジ等、手洗い用石けん 手指消毒用アルコール液(霧吹き 又は消毒用機器) ふた付ごみ箱(区域や用途ごと) 洗濯用その他洗剤 クレンザー、漂白剤、爪ブラシ スチームコンベクションオーブンの専用洗剤、防鼠・防虫等害虫 駆除費及び駆除に必要な薬剤など

〇救急薬品

傷口消毒薬、火傷用薬品、 包帯、滅菌ガーゼ など

〇文具

ボールペン、ノート、 バインダー、綴じひも、 ホワイトボード、マグネット、 マーカー、朱肉、ファイル、 コピー用紙 など

〇調理用品

耐熱手袋、オール タオル、布巾 (上・下・棚等・包丁用 の使用区別) など スチームコンベクションオーブ ン軟水器用塩

〇清掃用品

ブラシ類 デッキブラシ スクイザー(水切り) 雑巾、スポンジ バケツ、ホース ほうき、ちりとり モップしぼり機 物干し用ピッチ (更衣室用) 掃除機 など

〇手入れ用品

工具 など

〇通信機器類

電話・FAX・パソコン等設置 及びそれに伴う経費

〇従事者に係る経費

人件費及び法定福利費、 福利厚生費、洗濯費 衛生管理費、健康診断費、 被服費、消耗品費、 通信費、研修に関する経費、 各種様式等必要関係書類に 関する経費(用紙、印刷等)

〇その他

茶器、お茶類
トイレットペーパー
ペーパータオル
ティッシュペーパー
ビニールテープ
ポリ袋(厨芥用、保存食、
ゴミ箱用全般)など

〇学校給食用石けん(又は食器・食缶及び調理器具用洗剤)

〇食器類

強化磁器食器 PEN食器 食缶 スプーン 食器かご トレイ 配食に係る消耗品(ポリ袋) など

○貸与機器類の修繕費

〇保存食用容器(密閉できる袋等)

◆ 次の消耗品については、現在整備されているものを使用し、 更新は受託者が行う。

包丁、まな板、ボール、たらい、ザル、はかり、 杓子類、しゃもじ、中心温度計、残留塩素測定器等

- ◆ その他の物品で受託者の負担とすることが適当と認められる もの
- ◆ その他受託者負担分を除 く児童に直接関わる物品 は甲が負担する。

備考

卵使用献立

献立	4	名	ごはん	にしんな	よす※塩	★かきたま汁※塩2	★かきたま汁※塩2(卵除去食)
	₩.			にしん	なす		, i
出来	と上が	り量		I 切	高42g 中35g 低28g	高192g 中160g 低128g	中160g
		ま 器	わん大	深	ш	わん中	除去食用わん中

												K //3 K iii 1770/
献立名	食品名		使用量 g	可食量 g	数量	品質	鮮度	品温	異物 有無	期限 表示	包装	調理法
6	ごはん (ごはん)	高中低	米80	198 176 154								<u>にしんなす※塩</u> ① なすは一口大の大きさに切り、水にさらしてあく抜きをする。
	牛乳 (冷)開干にしん			206								② (冷)開干にしんは解凍し、頭の部分をのぞいて2分の1に切る。 ③ にしん用の水・三温糖・みりん・料理酒・しょうゆで煮汁を作り、 沸とうし始めたら、②を入れる。 ④ にしんは全体が解凍しやわらかくなるまで中火でゆっくり火を 通す。
にしんなす※	三温糖 みりん 料理酒 (濃)しょうゆ なす		2.2 0.9 1.5	2.2 0.9 1.5 2.9						3		 ⑤ 全体が沸とうしてきたらひと煮立ちさせてから再び火を落として、釜にふたをしてじっくり煮ふくめる。 ⑥ 火を消してしばらくさまし、釜から1切ずつ取り出して配缶する。 ⑦ ⑥の煮汁になす用の水・三温糖・しょうゆを加え、①を煮る。 ⑧ ⑦が煮えたら煮汁とともに配缶する。
塩 塩 	三温糖 (濃)しょうゆ			0.5								水 にしん用 I人当り IO~I5ccなす用 I人当り 5cc◎各教室でにしんとなすを深皿の上にのせる。★かきたま汁※塩2
★かきた	鶏卵 とうふ (冷)ほうれん草 塩			25 20 0.3						3		① だし昆布とけずりぶしでだしをとる。 ② (冷)ほうれん草は解凍し、流水で水洗いした後、2cm位に切って洗い、ゆでて、冷水に放してじゅうぶんに水きりする。 ③ 除去食分のほうれん草(I人当り20g)を取り分ける。 (q)
ま汁※塩2	塩(除去後用) (淡)しょうゆ 片くり粉 けずりぶし だし昆布		4.2 I 0.8	0.1 4.2 1 0.8	ļ							 ④ とうふはさいの目切りにする。 ⑤ 定量のだし汁を塩(1人当り0.3g)・しょうゆで調味し、④を入れて火を通す。 ⑥ 除去食用の専用の鍋に、専用の玉じゃくしを使用して、
	J.C.O.E.11J		0.0	0.0								除去食分(1人当り140g)を取り分ける。 (g) ⇒ 卵除去食は右側参照 ⑦ ⑤に塩(除去後用1人当り0.1g)を入れ、水どきの片くり粉を加えて、割りほぐした卵を流し込み、最後にほうれん草を加えて仕上げる。
										,		◎鶏卵は 個ずつ鮮度を確かめながら割ること。

《にしんなす※塩(にしん)》

調	理	開	始	時	分
中	心温	度(金	È)		$^{\circ}$
中	心温	度(金	È)		$^{\circ}$
中	心温	度(3	($^{\circ}$
調	理	終	了	時	分
配	缶	終	了	時	分

《にしんなす※塩(なす)》

調理開始	時 分
中心温度(釜)	င
中心温度(釜)	$^{\circ}$
中心温度(釜)	င
調理終了	時 分
配缶終了	時 分

《牛乳》

	F.	1	日()[担当)
配	食	開	始	時	分
配	食	終	了	時	

★かきたま汁※塩2(卵除去食)

- [6] 除去食用の専用の鍋に、専用の玉) じゃくしを使用して、除去食分(1人当 り140g)を取り分ける。
- [7] [6] を加熱し、取り分けたほうれん 草を加えて仕上げる。
- [8] 除去食用わん中に配食し、ラップ等でふたをし、食札を貼り付ける。
- ※除去食分g=人数分g+保存食50g +検食g+(予備g)として記載する。

《★かきたま汁※塩2》

卵除去食調理法 ・ 記

調	理	開	始	時	分
中/	心温	度(金	È)		$^{\circ}$
中/	心温	度(金	($^{\circ}$
中/	心温	度(金	È)		$^{\circ}$
調	理	終	了	時	分
配	缶	終	了	時	分

《★かきたま汁*塩2(卵除去食)》

調	理	開	始	時	分
中	心	温	度		${\mathbb C}$
調	理	終	了	時	分
配	食	終	了	時	分

除去対象者

	学年・組	名 前
1		
2		
3		
4		
⑤		
6		
7		
8		
9		200000000000000000000000000000000000000
100		
1		
12		
13		-
14)		
15)		
16		

献 立 名	ごはん	さばのつけ焼き(スチコン)	切干大根の三杯酢※塩	かぼちゃのみそ汁※塩				
出来上がり量	1	1 切	高54g 中45g 低36g	高192g 中160g 低128g				
使 用 食 器	わん大	深皿	小皿	わん中	1			

(地産地消)

(北) 	食品名		可食量	数量 品質 鮮度 品温 異物 期限 包乳	調理法		 記	 録		
		g 米90	198	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	さばのつけ焼き(スチコン)	 《さばのつけ焼き(
7	ごはん ''';;'''	米 80	176		① しょうがはすりおろす。				nut.	
,	」(」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」		154		② 三温糖・みりん・料理酒・しょうゆと①を混ぜ合わせておく。	調理開始	時 分	調理開始	時	分
	牛乳		206		③ (冷)さばは解凍し、②に30分ほどつけておく。	中心温度(上段)	℃	中心温度(上段)		$^{\circ}$
					★予熱設定	中心温度(中段)	င	中心温度(中段)		°C
					. □ コンビモード 290°C コンビ2(42%) 風量 中 (④) ③を皮目を上にして、ホテルパンに並べ、中まで火が通るように焼く。	中心温度(下段)	°C	中心温度(下段)		°C
+	(冷)さば	I切	50		★調理モード設定	下心值及(T-X/		下心值及(T-X)		
っぱ	しょうが 三温糖 みりん 料理酒	3	2		コンビモード 170℃ コンビ2(42%) 風量 中	調理終了	時 分	調理終了	時	分
r O	三温糖	2.1	1.05			配缶終了	時 分	配 缶 終 了	時	分
], t	みりん	4.6	2.3		⑤ 芯温が設定温度に達したら、設定を変えて焼き目をつける。					
ク焼き	料理酒	4.6	2.3		· │ ★調理モード設定 - │ 熱風モード 220℃ 風量 中	調理開始	時 分	調理開始	時	分
ŧ	(濃)しょうゆ	4.6	2.3		タイマーモード 5分	中心温度(上段)	°C	中心温度(上段)		°C
					◎焼き目がうすい場合は、1分ずつ追加する。	中心温度(中段)	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	中心温度(中段)		°C
					⑥ 焼き目がついたら、中心温度を確認する。(上・中・下段 3か所)	中心値及(甲段)		中心值及(中权)		
٧J	にんじん	7			◎魚は冷蔵庫から出して焼き終わるまでの作業時間を2時間30分 以内とする。	中心温度(下段)	င	中心温度(下段)		$^{\circ}$
i.	乾燥切干大根	5	<u>:</u>		以内とする。 ・・・ ◎配缶時にホテルパンを持つときは、衛生的な手袋を着用する。	調理終了	時 分	調理終了	時	分
根	細切こんぶ		0.5		· OBBERTIES / VETE / CETA / CETA / ACTION / Se	配缶終了	時 分	配缶終了		——— 分
_	いりごま		2.5		. 切干大根の三杯酢※塩					//
杯	さとう		0.9		・ ① 細切こんぶはよく洗い、水につけて、煮る直前にこんぶともどし汁に	《切干大根の三杯酉	蚱※塩》	《かぼちゃのみそ汁		
PL.	(濃)しょうゆ		0.5		分ける。	調理開始	時 分	調理開始	時	分
※ 塩	(淡)しょうゆ		1.8		② 切干大根は微温湯で30分程度もどし、軽く水切りしてから切る。 ③ にんじんはせん切りにする。	中心温度(釜)	℃	中心温度(釜)		$^{\circ}$
	米酢	1.7	1.7		④ いりごまはさっと炒る。	中心温度(釜)	°C	中心温度(釜)		°C
			<u> </u>		・ ⑤ 細切こんぶのもどし汁で②③を煮、にんじんがやわらかくなれば、さと			上》程序(公)		90
か	(冷)油あげ	8	8		う・しょうゆ・酢を加えて煮る。さらに、①④を加えて火を通して仕上げる。	中心温度(釜)	℃	中心温度(釜)		°C
ぼ	(元)油の门 たまねぎ		20		. 細切こんぶのもどし汁 人当り 5~20cc 細切こんぶのもどし汁が足りない場合は水を足して 5~20ccにする	調理終了	時 分	調理終了	時	分
ちゃ	たよねさ かぼちゃ	22	<u> </u>		細切こんいのもとし汁が足りない場合は小を足してT5~2Uccにする	配缶終了	時 分	配缶終了	時	分
の	かほうや 赤みそ(京北)	9	A		 かぼちゃのみそ汁※塩					
か	かがと(水心)		1.7			《牛乳》				
汁	17 9 73.0				② けずりぶしでだしをとる。	月 日()〔担当 〕			
※ 塩			<u></u>		. ③ 定量のだし汁を煮立てて、使用直前に冷凍庫から出した油あげを	配食開始	時 分			
塩					煮る。 	***************************************				
			!		みそをとき入れ、沸とう直前に火を止める。	配食終了	時 分			
					· (だし汁 人当り 30cc)					
					·					

調理業務指示書·調理業務変更指示書

変更 : 口食	数	口給食	時間	口食器	3 4	コ調理法					
口その他)	校長	教頭	栄養教諭等
令和 年		月		日	()実施	5分				
行事等	÷										
								除去食 内 容			
時間変更	手等	1年	2年	3年	4年	5年	6年	, , ,			
		1組	2組	3組	4組	5組	6組	計	食数人員 低	数(中	人) 高
	1年										
	2年										
	3年										
給食人数	4年										
	5年										
	6年										
		低学年 職員室		中学年	% △	高学年					<u> </u>
	てい他	^{城貝主} 合				<u> </u>					
					江田 / テ 艮	引する注意	全电话及	.ヶҝ亦雷す	11日		
			半口い用	人 <u>八</u> , 的的	生に医	19 公仁后	事识从	い多又ョ	+		
献立番号		献	<u>1</u>	名		食器	具	食	缶	配食	用器具
					+						
					-						
					_						
					$\overline{}$						
					\perp						
								<u> </u>			
	ス	プーンの	の使用			有	•	無			

特別作業指示書

令和	年	月	日 ()		校長	教頭	栄養教
(時	分 ~	時	分)				

京都市立 学校 作業内容・場所 受託者記入欄 学期前の清掃・消毒・点検 指示された業務の確認 (時間 :) 物資倉庫整理 その他の指示 その他 業務に関する報告事項など (作成者:____) (特記事項)

給食実施期間用

Y 9 0 3 B 1 4 1 年保存

令 和 6 年 度 学 校 給 食 日 常 点 検 票 *給食調理員・栄養教諭等担当者が毎日点検し、校長の検印を受けて記録を保存すること。

令和	年	月	日(曜日)

校長	主任	担当者

						1.調理	里 作 業	前点検巧	Ą	B									
(1)	温	度	記	録票														
棁	機器	8具名	3	基準	出勤時	配缶後	退出時	機械器具名	基	準	出	勤時	ŧ	配台	計後 •	-	退出	時	
4	-乳傷	₹冷厄	Ē	10°C	°C	°C	°C	保存食用冷凍庫(原材料)	-2	20℃ °C			°C		°(С	°(
物	資用	冷凍	庫	-15°C	°c	°C	°C	保存食用冷凍庫(調理後)	-2	0°C			°C		°(С	°C		
物	資用	冷蔵	庫	5°C	°C	°C	°C						°C	°C				°C	
	作業前 配缶終了後 物資倉庫 天気(山勤時 ・)		学村	交給:	食従	事者	氏名	記力	人欄			
調理	室の	温度		• °C	°C		°C	気温(°C	5)										
調理	室の	湿度		%	%	湿度	%	決められた場所・時間 測定し記録する。	間で										
(:	(2)個人別 健康・衛生管理点検票 (良好な場合、各自該当欄にOをつける)																		
	1 定められた時期に検便を提出しており、検査結果に異常はない。																		
	2	下痱	j š	・ 後熱・ 腹	[痛・嘔吐は	していない。	•				_		_	_	_	_			
		(前 (、降, 上記の 記入する。)	ような症状	があった場合	合は、月日を		.)	_		_			_			
出	3	本人	ŧι	くは同り	居人に法定伝	染病等又は	その疑いのな	ある者はいない。											
勤時	4 *	(処	置し	た場合	は△、処置	しなかった:	場合は×)	は○をつける) 事できない。											
	5				ものはない した場合は														
	6	川川	短く	く切り、	マニキュア	はしていな	u.												
	7	学校	敷‡	也内で喫	!煙していな	い。													
	8							リング・ピアス ち込んでいない。	•										
	9	白衣	- 帽-	子・エプ	ロンは作業専	用で清潔であ	り、かつ正し	しく着用している。											
115	10	頭髮	は巾	冒子から	でていない	0													
業前																			
作業																			
中	13	消毒	済σ.	個人用戶	Tブラシを使	用し、手指の	つ洗浄・消毒	を行っている。											
	14	作業	工利	呈表に沿	った手指の	洗浄・消毒	を行ってい	る。											
	15				きは、作業 ていない。			子・エプロン・ た)											

(見本4)-1

(3)	衛生管理チェックリスト											
	□手洗い設備のせっけん液・消毒用アルコー	ール・ヘ	ペーパータ	オル・ふた付きごみ箱等は準備できている。								
施	□調理室内の清掃・清潔状態は良い。	□機器	器・器具の	保守・点検を実施した。 (特に、ざるの破損・使用する機器 器具のねじのゆるみ等、異物混入につながるものがないか点検した)								
設	□調理機器・器具の洗浄・消毒をした。	□包丁	の刃は使月	用前後に欠けていないかを確認した。								
	□調理室内に調理作業に不必要な	■野菜裁断機の刃等は使用前後に欠けていないかを確認した。										
設	物品等を置いていない。 	□配缶	■配缶に使用する器具等のねじのゆるみがないかを使用前後に確認した。									
備	□冷蔵庫内は整理整頓され、清潔である。<	(冷蔵庫は毎日、牛乳保冷庫は毎週、冷凍庫は毎月、清掃・消毒すること>										
VHI	□食器・食缶等の保管場所は清潔である。		□パン棚・パン箱・副食棚は清潔である。									
	□床・排水溝は清潔である。		□ねずみ	及びハエ・ゴキブリ等衛生害虫はいない。								
使	□作業前に十分(5分間程度)流水した。											
用	□使用水の外観(色・濁り)・臭い・味を	確認し	った。(類	旱常あり・異常なし)								
水	□作業前に、遊離残留塩素濃度について確認して記録した。(0.1mg/L以上あった) (mg/L)											
■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■												
不備有り □数量 □品質 □鮮度 □品温 □期限表示 □包装 □異物 (不備の有る項目に ゼ (チェック)												
検	食品名()不備内容()どうしたか()								
収	食品名()不備内容()どうしたか()								
	□保管していた食品は安全を確認してから	使用し	た。	□納入業者は衛生的な服装である。								
	□納入業者は調理室内に立ち入っていなし	١,		□主食・牛乳を検収し、記録した。								
作業工 作業重		線図を	作成し、	打ち合わせ・確認をした。								
	2. 調 理 1	乍 業	中点	検項目								
	□エプロン・履物は下処理作業区域専用の)ものを	使用した	- 0								
	□調理前の魚介類・食肉類・卵等を取り扱	みうとき	きは、専用	目のエプロンを着用した。								
下処	□マスクを着用した。 □魚介類・食肉類・卵等を取り扱った手指は洗浄・消毒した。											
理	□野菜類・魚介類・食肉類等食品ごとに専用容器・器具で下処理を行った。											
	□野菜類は流水で十分洗浄した。(指示通りの下処理) □作業工程表に記載の下処理を行った。											
	□食品を入れた容器を直接床に置いている	い。	(跳ね水に。	よる二次汚染防止から高さ60cm以上としている)								

		ダンボー	-ルは調	理作業区域に	持ち込んで	∵いない。 🛛 エ	プロン	· · 履物に	は調理作業区域	東用のものを	使用した。		
		調理前	の魚介類	頃 食肉類 !	卵等を取り	扱うときは、	専用0)エプロ:	ンを使用した。	,			
		マスク	を着用し	した。		□卵除去食	注調理!	時は、卵	除去食用エブ	ロンを使用し	た。		
		床に水	を落とる	さないで調理	した。	□魚介類	• 食肉	類 - 卵等	等を取り扱っ	た手指は洗浄	・消毒した。		
調		手指は	作業区分	うごとに洗浄	消毒した	:。(作業区分だ	けでな	く、高さ60	cmより低いもの:	を触ったときも手	洗いをする)		
理											ものを使用した。		
時										立表に記録し			
	_					0℃、90秒間点					-		
	1								活染防止から		-1.ている)		
							・水による二次汚染防止から高さ60cm以上としている)						
							包丁·野菜裁断機の刃、ざるの破損、回転釜の取手のねじ等)						
			食者(職		氏4		,.) 検食時間		分)		
	※献立表を見ながら検食を行う。 食除去献立:												
検	基	口食材	は全て	献立表の通り	儿に使われ	ている。	、物	(除力	法食品: 第	鳥卵 ・ うす	"ら卵)		
食者	準			それぞれの食			除ア去レ			て献立表の通り	に使われている。		
記	献立			適切に行って			食ルギ		調理は適切に		2411111		
入		□異味	: 異臭	・異物等の	異常はない	١,	Ť	□異味	・異臭・異物	等の異常はな	い。		
欄	異	献立名					へ連絡の	上、必要に	応じて給食中止や耐	立変更等適切な措置	を講じること。)		
献立名: (体育健康教育室へ連絡の上、必要に応じて給食中止や献立変更等適切な措置を譲じること。)				
	□原材料・調理済食品をすべて50g程度採取した。 □保存食容器は清潔である。												
保		釜別(2	スチコン	√調理の場合	ま1回転こ	ごと)に採取し	た。	□保存:	食採取用器具	は清潔である	0		
存	保	存した	原材料	・献立名に「	② (チェッ	ノク)をつけ	ること						
食		下記の	献立を	廃棄した日時	: 月	日()	(時 分)			
		清潔な	容器に	密閉し、一20)℃以下の	冷凍庫に保存	した。						
		献立	表貼付	欄				釜別配	2缶先記録表				
				_	献立名						例:親子煮 (卵除去食)		
				ء م		釜ごと	に配缶	したクラ	」 うス名を記入し	 ,てください。	(SPRIZE)		
		卵	貼り	欄	釜①						例:1-1		
		除去	付	に 保	霊①						2-1		
		食	っけ	保護	釜②						3-1 4-1		
		のあ	□(チェ	者 配 布	釜③								
		のある日は、	チェッ	用	釜④								
		-	ナック) 表に保存	献立	釜⑤								
		献 献立 立名	をつけた	衣 の 万	釜⑥								
		立名表	けた	すした	釜⑦								
		貼 別 付 院	ること。	貼り	釜⑧								
		欄食(献立	つけ	釜⑨								
		表貼付欄に追記する。(卵除去食)を	名に	妻の写しを貼りつけること。	鍋 (除去食用)						例:釜①〇人分 釜②〇人分		
		す る。		خ	スチコン						例: 1回目1~3年生 2回目4~6年生		

(見本4)-2

	ロパン	の配:	食前に	手指を	洗浄・消	毒の上、使い捨	て手袋	を着用する。	※手袋をしても過信せず十分に手洗いする	د ځ.
ו	□牛乳	・デ	ザート	等は、	指示通り	に取り扱った。				
	□配缶□	こ使	用する	器具等	を配缶前	、配缶後に確認	した。	(ねじが取れ	ていないか、破損していた	ないか)
					で触って] 配缶の前に、	手指の洗浄・消毒を行った。	•
配【	□消毒	した:	食缶と	ふたを	使用した	۰		【食缶を直接床	に置いていない。	
食[コェプロ	ロン	ま、配1	食専用	のものを	使用した。]卵除去食は、	卵除去食用エプロンで配	食した。
	■釜別(こ配行	5.先を	記録し	た。]配缶・配食師	時間を基準献立表に記録し	た。
	□調理	終了	发、速 ²	やかに	喫食でき	るよう、配缶に	かかる	時間は適切で	ある。	
使 □使用水の外観(色・濁り)・臭い・味を確認した。 (異常あり・異常なし)										
水【	□配缶組	終了	後に、 ;	旌離残	留塩素濃	度について確認	して記	録した。 (0.	1mg/L以上あった)(mg/L)
ト イ	コトイ	レのヨ	手洗い	こせっ	けん液・	消毒用アルコー	ル・ペ	ーパータオル	等は十分にある。	
니	■用便復	後の-	手指はず	確実に	洗浄・消	毒した。				
	(II II I		当番の ^{食当番点核}		□下痢	・嘔吐をしている	る者はし	いない。	□衛生的な服装をしてい	いる。
記.	入欄		づき記入		□発熱	腹痛の者はいた	よい。		□手指は確実に洗浄・消	4毒した。
					3	. 調理作	業	後点検	項目	
				□有	工事業	者・清掃業者・	その他	()
	給食従来の調理		口無		調理作業	中 □調理	作業後	□ そ0	の他()
	入り		⊔ ™		衛生的な	服装・専用の履	物で立	ち入った。 🕻	□立入り前、手洗い・消毒	を行った。
					立入り後	、点検修理箇所	等を消	毒した。		
		物は	調理用	月とサ	ービスホ	ール用をそれぞ	れ履る	替えて作業	を行った。	
食器	□返	却さ	れた食	金田は	直接床に	置いていない。		□食器・食	告の下洗いは適切に行っ	た。
等の	□洗	剤σ	濃度及	び使	用量は適	切である。		□食器・食	(缶の洗浄・消毒は十分に	行った。
洗浄	口床	にか	を落と	さな	いで洗浄	した。		□調理機器	・器具の洗浄・消毒は確	E実に行った。
	口分	解て	きる訓	問理機	器・器具	は、使用後に分	解し、	洗浄・消毒	した。	
消毒	口午	·前中	に使用	した暑	景・ 容器	書等の洗浄・消	≸は、 ₹	「べての食品か	が調理場内から搬出された	後に行った。
	口消	毒伢	管庫内	の食	器・食缶	はすべてよくカ	く切りし	.、乾燥した。	0	
残菜	□返	却さ	れた死	ま菜は かんきょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅうしゅう しゅうしゃ しゃくり しゅうしゃ しゃくり しゃく	、調理作	業区域に持ち込	しんでし	いない。		
ح		菜夘	理は過	動切に	行った。	□プラスチック	ごみ・	あき缶・あきび	ぶん等の処理を適切に行った	(洗浄や分別含む)
廃品	"		器は清					+)廃品処理は適切に行った	
の処	H		場は清					+	外に出るときは、服装・	
理	_					以下)を行った			、(終末会所)の清掃を行	
等	<u> </u>								1回以上)(行った時に 1回知度)(行った時に	
機]1回程度)(行った時にラ 味にチェックオス)	「エック9つ)
器の	器 □消毒保管庫内部は水洗いせず、汚れを拭き取った。(行った時にチェックする)									
点給	□ 中乳保冷庫等のコンデンサー部分の清掃を行った。(月1回以上) (行った時にチェックする) 検 □スチームコンベクションオーブンの給気フィルターの洗浄を行った。(週1回程度)(行った時にチェックする)									
等									(週1回程度)(行つた時にチ	エックする)
物						直ちに管理職に		-	_ ` \ _ ` \ _ \ \ _ \ \ _ \ \ \ \ \ \ \	
資倉					されてい	も。			ハエ・ゴキブリ等衛生害	
庫		風・	湿度0)状態	はよい。			」給食物資以	外のものは入れていない	0
	業工程表業動線図		作成し	た作詞	業工程表.	及び作業動線図	に基っ	き、実際の作	作業を行った。 (変更した場合	けは訂正を行った)
基	隼献立表		実際の	作業	こ基づき	、調理開始時刻	や終了	時刻・配缶約	終了時刻・中心温度等の記	記録を行った。

- * 衛生害虫駆除は長期休業ごと、ねずみ駆除は春期・冬期休業中に行う。
 * クロバネキノコバエの発生時は、釜はふたをし、食品への混入を防ぐと共に、窓を閉める・換気扇を止めるなど虫の侵入を防ぐ対応を行う。

長期休業期間用

Y 9 0 3 B 1 4 1 年保存

令 和 6 年 度 学 校 給 食 日 常 点 検 票 *給食調理員・栄養教諭等担当者が出勤時に点検し、校長の検印を受けて記録を保存すること。

	長期休業日及び給食を実施しない日用						主任	担当者
令和	年	月	日 (曜日)				

			;	* この ⁄	<u> </u>	ージは基本記	込し	ます。裏面につし	いては、行った作業	業の	みを	チェ	ックし	してく	くださ	١١°			
								点検	項目										
(1)	温	度	記	ý	录													
梢	き械を	器具:	名	基準		出勤時		退出時	機械器具名	基	準			助時			退出	占時	
4	-乳化	呆冷/	車	10°	С		°C	°C	保存食用冷凍庫(原材料)	-2	20°C				°C		°C		
物	資用	[用冷凍庫				°C			°C										
物	資用	冷蔵	庫	5°	С		°C	°C							°C				°C
	作業前 退出時 物資倉庫 田勤時 天気())		学村	交給:	食従	事者	氏名	記	入欄								
調理	室の	温度		0	С	°C	温	度 °C	気温(°0	2)									
調理	室の	湿度		ç	%	%	湿	度 %	決められた場所・時 測定し記録する。										
(2	2) 個人別 健康・衛生管理点検票 (良好な場合、各自該当欄にOをつける)																		
	1	定め	りられ	1た時期	明(こ検便を提出	して	おり、検査結果に	こ異常はない。										
	2	下纲	前・多	き熱・月	复兆	痛・嘔吐はし	てい	ない。											
		(育 (降、上記のよ !入する。)	うな	症状があった場	合は、月日を		<u> </u>	()	· ·	· ·	· ·	<u> </u>	<u> </u>		()
出勤	3	本人	ιŧι	しくは同	司月	居人に法定伝	染病	等又はその疑い	のある者はいなし	١,									
時	4							い。(ない場合I った場合は×)	は○をつける)										
	5							い場合は○をつ 置しなかった場 [・]											
	6	Лl	は短く	く切り、	-	マニキュアは	して	いない。											
	7	学材	交敷₺	也内で呼	契片	煙していない	١,												
	8								リング・ピアス ち込んでいない。										
調	9	白衣	• 帽	子・エ	プロ	ロンは作業専門	用で清	潔であり、かつ正	しく着用している	۰									
理室	10	頭易	どが中	冒子か に	òŁ	出ていない。													
での	11	作為	美に厉	むじた耳	專戶	用のエプロン	・ 各	区域の履物を使	用している。										
作業	12	サー	ービス	スホーノ	レ	では専用の履	物を	使用している。											
	13	消毒	済 σ	個人用	л	「ブラシを使月	用し、	手指の洗浄・消費	毒を行っている。										
	14							用する白衣・帽- は、外して入っ											

(見本4)-3

(3)	衛生管理	里チェ	ックリ	スト					
	□手洗い	設備の	せっけん	液・消毒用アルコール・	ペーパータオル・ふた付きごみ箱等は準備できている。				
施	□調理室	内の清	掃・清	絜状態は良い。 □調理	室内に調理作業に不必要な物品等を置いていない。				
設	◆機器・	器具を	使用した	に時は記入する。					
	□調理機	器·器	具の洗	争・消毒をした。					
=n.	□機器・	器具の	保守·	点検を実施した。(特に、	ざるの破損等、異物混入につながるものがないか点検した)				
設	□冷蔵庫	内は整	理整頓	され、清潔である。					
備	□食器・	食缶等	の保管	場所は清潔である。	□パン棚・パン箱・副食棚は清潔である。				
	□床・排	水溝は	清潔で	ある。	□ねずみ及びハエ・ゴキブリ等衛生害虫はいない。				
使	◆水を使	用した	時は記え	入する。					
用水									
	□使用水の外観(色・濁り)・臭い・味を確認した。(異常あり・異常なし)								
トイ	トイレの手洗いにせっけん液・消毒用アルコール・ペーパータオル等は十分にある。								
Ĺ	□用便後	の手指	は確実	こ洗浄・消毒した。					
				□有 工事業者·清掃:					
	食従事者以		口無		専用の履物で立ち入った。				
神生	□立入り前、手洗い・消毒を行った。								
	□立入り後、点検修理箇所等を消毒した。 □食器・食缶の洗浄・消毒は十分に行った。								
作									
業				量は適切である。					
中	-			で洗浄した。	*				
	-			・食缶はよく水切りし、					
残				入する。(長期休業中に の注想 <i>たには</i>	必ず行うこと)				
菜と				の清掃を行った。	佐根式の海根ナに _ +				
廃品					と管場所の清掃を行った。 				
の				置場の清掃を行った。 					
処 理	口床・排				サル・ティニュ ナ				
等				帚を専用のエプロン・長 きは、服装・履物を替え					
					・た。 休業中に必ず行うこと)				
機									
器				ォームギヤに機械油等を ないはず、汚れたばま取					
の 点				先いせず、汚れを拭き取 ^ *** *** *** *** ********************					
検	検								
等									
t/m	□機器不良等の発見時には、直ちに管理職に報告した。 物 □合材料は整理整備されている □わずみ及びハエ・ゴキゴは等着体室中はいない								
資倉				れている。	□ねずみ及びハエ・ゴキブリ等衛生害虫はいない。				
庫	□通風・				□給食物資以外のものは入れていない。				
/#- IL				除を行った時は記入する					
衛生害	-			それでの表生電子の際外					
	L	コハエ	・コモフ	『リ等の衛生害虫の駆除:	を打つた。				

◆用紙が不足した場合は、コピーしてご使用ください。

令和6年9月分一括物資検収表

検収日 月 日 検収確認者

1X-1X P	Н	DV	* h E h C	- н			
食品名	数量	品質	鮮度	品温	異物 有無	期限 表示	包装
しいたけ							
だし昆布							
ひじき							
片くり粉							
けずりぶし							
すりごま							
さとう							
トマトピューレ							
たけのこ (缶)							
油(揚げ用)							
サラダ油							
料理酒							
米酢							
ウスターソース							
赤みそ							
カレー粉							
ガーリックパウダー							

検収日	月	日	検収確認者

食品名	数量	品質	鮮度	品温	異物 有無	期限 表示	包装
大豆							
細切こんぶ							
乾燥わかめ							
花かつお							
米粉							
はるさめ							
三温糖							
うずら卵(缶)							
ごま油							
バーベキューソース							
八丁みそ							
こしょう							
オールスパイス							
ローリエ							
一味唐辛子							
バジル							
じゃこ (ミニ)							

検収日	月	日	検収確認者

食品名	数量	品質	鮮度	品温	異物 有無	期限 表示	包装
おからパウダー							
乾燥切干大根							
けずり粉 (かつお)							
いりごま							
小麦粉							
ビーフン							
スパゲティ(デュラム・セモリナ)							
高野豆腐 (角切)							
脱脂粉乳							
トマトケチャップ							
ホールトマト (缶)							
まぐろ油漬(袋)							
オリーブオイル							
みりん							
信州みそ							
塩こうじ							
フルーツチャツネ							

検収日	早朝配送品 別配送品	数量	品質	鮮度	品温	異物 有無	期限表示	包装	検収確認者
/	赤みそ(京北)								
/	バター								
/	チーズ (小角)								
/	(濃) しょうゆ								
/	(淡) しょうゆ								
/									
/									
/									

検収日	早朝配送品 別配送品	数量	品質	鮮度	品温	異物 有無	期限表示	包装	検収確認者
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									

- ※ 一括物資及び前日までに納品された物資等を検収し、良否について記入すること〈良○ 否×>
- ※ 9月分基準献立表の 裏面に添付し、保管 すること

月分受払簿

◆液体調味料1本当たりのグラム換算表 食品名 (濃)しょうゆ (淡)しょうゆ ウスターソース みりん

 食品名
 (濃)しょうゆ
 (淡)しょうゆ
 ウスターソース
 みりん
 米酢

 1本当たりの容量
 1.8L
 1.8L
 1.0L
 1.8L
 0.9L

 グラム換算(小数点第2位)
 2.07kg
 2.07kg
 1.15kg
 2.07kg
 0.9kg

 グラム換算(小数点第1位)
 2.0kg
 2.0kg
 1.1kg
 2.0kg
 0.9kg

(様式1)

					グラム揆	算(小数点)	弗 [四]	2. 0kg	2. UK	g 1.	IKG 2	z. UKg	0. 9kg	3	
月	1445 311	品目	脱脂粉乳	小麦粉	片くり粉	米粉	砂糖	三温糖	(濃)	しょうゆ	ツー ス ター	みりん	米酢	()	備蓄米
/ □	摘 要													<u></u> 米	
	前月	分繰越	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	入	荷													
	合	計													
	月:	分計													
	市給食	協会返品													
	残	量													
	※常味期間が打	れるなどで廃棄した	- 쏊次!ティ	コンプル	「営吐田	四〇年〇	В∩Вσ	15-xh (1)	~	記る					

※賞味期限が切れるなどで廃棄した物資については、「賞味期限〇年〇月〇日のため〇kg廃棄」と記入。 受払簿に項目のない物資については、欄外に記入。(脱脂粉乳については返納の手続きが必要) 例:トマトピューレ(月分) 賞味期限〇年〇月〇日のため〇kg廃棄(月 日)

校長印	栄養教諭印	担当印

令和 年 月 日

京都市教育長 様

健康診断実施報告書

会 社 名 代表者氏名 (作成者氏名)

標記のことについて、下記のとおり実施しましたので報告します。

記

1	学校名	 学校

2 受診結果

氏 名	受診日	診断結果 ※○をつけること
		調理作業に従事可能 ・ 従事不可能

[※]医療機関等が発行する健康診断受診結果は、受託業者において3年間保管し、本市又は学校から提出を求められた場合には、速やかに提出してください。(添付不要)

令和 年 月 日

(あて先)

京都市教育長 様

会 社 名 代表者氏名 (作成者氏名)

検便検査結果報告書

令和 年 月分(回目)の検便検査結果を下記のとおり報告します。

記

(学校)

			検	査 結	果	
氏 名	検査実施日	土岳井	サルモネ	病原性大	ノロウ	/# 12 .
		赤痢菌	ラ菌	腸菌	イルス	備考
	I	ı	1	ı	ı	1

- ※1 従事者氏名を漏れなく記入のうえ、検査機関発行の検便検査報告書(写
 - し)を添付すること。なお、上記の検査結果について検便検査報告書(写
 - し) に漏れなく記載がある場合は、表の検査結果欄は省略可とする。
- ※2 検査結果の報告があり次第速やかに報告すること。
- ※3 異常が判明した場合は、本報告書の作成を待つことなく、体育健康教育 室に電話で報告すること。

業務完了確認報告書()月

		学杉
		<u></u> ∕-1′\

(会社名)

				給		点	検	確	認即	
日付	献	<u>'</u>	名	食数	従事者名	衛生管理	施設等	業 務 責 任	栄養教諭	学 校 長
						垤		者	前	
月										
火										
水										
木										
金										

※点検欄は、異常がなければ○を記入すること。

業務完了届

令和 年 月 日

京都市長様

所 在 地 会 社 名 代表者氏名 (作成者氏名)

下記のとおり______月分の業務を完了したのでお届けします。

記

1 件 名 京都市立小学校給食調理業務委託

2 履 行 場 所 ______学校

3 委託業務実施日 月 日から 月 日まで 合計 回

(日 (月)	(日 (火)食)	(日(水)	(日 (木)	(日(金)
(日 (月)	(日 (火)食)	(日(水)	(日 (木)	(日(金)
(日 (月)	(日 (火)食)	(日(水)	(日 (木)	(日(金)
(日 (月)	(日 (火)食)	(日(水) 食)	(日 (木) 食)	(日(金) 食)
(日 (月)	(日 (火)食)	(日(水) 食)	(日(木)食)	(日(金)

学校長	印

栄養教諭等
印

※学校長、栄養教諭等の確認を受け、翌月10日までに体育健康教育室に提出 (学校長、栄養教諭の確認は、自署の場合は押印不要) 京都市教育長 様

業務従事者選任届出書

会 社 名 代表者氏名 (作成者氏名)

標記の件につきまして、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 学 校 名 京都市立 学校
- 2 業務従事者 別添「業務従事者選任・変更報告書(様式8)」のとおり
- 3 添付書類
 - (1) 業務従事者選任・変更報告書(様式8)
 - (2)健康診断実施報告書(様式2)
 - (3) 検便結果報告書(様式3)及び検査機関発行の検便検査報告書(写)
 - (4) 免許保持者は免許の写し
 - ※この様式は年度当初に体育健康教育室に提出してください。
 - ※学校には「業務従事者選任・変更報告書」(様式8)のみ提出してください。

)

京都市教育長 様

業務従事者変更届出書

会 社 名 代表者氏名 (作成者氏名

標記の件について、下記のとおり変更します。

記

- 2 変 更 日 令和 年 月 日
- 3 変更内容

(具体的に記載、別紙添付可)

- 4 変更理由
- 5 各責任者(責任者が変更となる場合のみ記入)

各責任者	変更前	変更後
業務責任者		
業務副責任者		
食品衛生責任者		
衛生管理責任者		

- 6 添付書類
 - (1)業務従事者選任・変更報告書(様式8)
 - (2) 検査機関発行の検便検査報告書(写)
 - (3) 新規従事者のみ、免許保持者は免許の写し、健康診断実施報告書(様式2)
- ※この様式は従事者の退職、年度途中の交代、新規採用時に提出してください。 ※学校には、「業務従事者選任・変更報告書」(様式8)のみを提出してください。

年 月 日

京都市立

学校長 様

業務従事者選任・変更報告書

会社名			

標記の件につきまして、下記のとおり報告します。

記

1 業務従事者

氏 名	性別	年齢	住所・連絡先	責任者	免許	備考 (変更内容等)
				業務責任者		
				業務副責任者		
				食品衛生責任者		
				衛生管理責任者		

2 緊急連絡先(会社)

緊急時連絡先(担当者名)	電話番号
--------------	------

*この様式は年度当初に提出してください。年度途中に変更があればその都度行を追加・上書きのうえ、速やかに学校及び体育健康教育室に提出してください。

記入例

(様式8・学校提出用)

令和7年 4月 1日

京都市立 みやこ小 学校長 様

業務従事者選任・変更報告書

会社名 ○○株式会社

標記の件につきまして、下記のとおり報告します。

記

1 業務従事者

氏 名	性別	年齢	住所・連絡先	責任者	免許	備考 (変更内容等)
京都 花子	<mark>女</mark>	48	京都市中京区寺町・・・488 番地	業務責任者 食品衛生責任者	栄養士・調理士	
御池 薫	<mark>男</mark>	<mark>35</mark>	京都市下京区・・・・○○マンション○号	業務副責任者 衛生管理責任者	調理士	
00 00			は当該年度の4月1日現在で記入		栄養士	
			<u> </u>		<mark>無</mark>	他校から異動 R7.4/8
					<mark>無</mark>	採用 R7.4/15
$\Diamond \Diamond \Diamond \Diamond \Diamond$					<mark>無</mark>	退職 R7.5/20
					無	採用 R7.5/21

2 緊急連絡先(会社)

緊急時連絡先(担当者名)	山田 一郎	電話番号	000-0000-0000

^{*}この様式は年度当初に提出してください。年度途中に変更があればその都度行を追加・上書きのうえ、速やかに学校及び体育健康教育室に提出してください。

労働災害事故報告書

京都市教育長 様 学 校 長 様

所 在 地 会 社 名 代表者氏名 (作成者氏名)

下記のとおり事故がありましたので報告します。

記

項目			内		容	
学 校 名						
事故発生日	令和	年	月	日 ()午前・午後	時頃
事故の内容						
原 因						
受託者の対応						
今後の対策						

注:現状により所轄監督庁に提出を行うこと。

給食事故報告書

京都市教育長 様 学 校 長 様

所 在 地 会 社 名 代表者氏名 (作成者氏名)

下記のとおり事故がありましたので報告します。

記

項目			内		容		
学校名							
事故発生日時	令和	年	月	日 ()	時	分頃
事故の内容							
調査結果(異物特定,発生原因等)							
今後の対策							

巡回実施報告書

京都	『市教	育長	様
学	校	長	様

会 社 名 代表者氏名 (作成者氏名)

下記のとおり_______月の巡回を実施しましたので報告します。

記

項目				内	容		
巡回実施日	令和	年	月	日 ()	時~	時
巡回者役職・氏名							
確認・指導した内容 (具体的に記入)							

項目				内	容		
巡回実施日	令和	年	月	日 ()	時~	時
巡回者役職・氏名							
確認・指導した内容 (具体的に記入)							

- ※ 巡回は月1回以上実施してください。
- ※ 巡回時に学校長等と連携のうえで確認・指導した内容等を、具体的に記入してください。

給食施設設備清掃点検予定及び実施報告書

(長期休業期間)

京都市立 学校長 様

【実施前】令和 年 月 日 【実施後】令和 年 月 日

\sim	ب ا	. 17
= 1	ч	

【実施前】長期休業期間の2週間前までに、実施予定日を記入のうえ、学校に提出(学校は写しを取り返却) 【実施後】長期休業期間終了後、実施日を記入のうえ、学校に提出

1 調理室・サービスホールの点検・特別清掃【夏期】

実施方法:洗剤により汚れ落とし及び消毒液での清拭仕上げ(実施困難な簡所は学校と相談)

		_ 个目 的人 /	
項目(直営校での業者清掃内容)	実施予定	実施日	実施内容・その他
調理室の天井(梁、換気用腰屋根内部含む)	/	/	
調理室の床上1m以上の壁面	/	/	
壁面に設置されている湯沸器、配管等の附属物、副食棚の上部	/	/	
窓、網戸、扉(いずれも両面)	/	/	
フード一式(内部換気扇を含む)	/	/	
換気扇、照明器具(本体及びカバー一式)	/	/	
ダクト類全般(可能な範囲で細部まで)	/	/	
食缶・食器消毒保管庫、冷蔵庫等の厨房機器の上部、エアコンのフィル ター及び上部	/	/	

2 長期休業期間中の日常点検項目等【夏期・冬期・春期】

*は日常点検票(長期休業期間用)の項目。

(1)残菜と廃品の処理等

	項目	実施予定	実施日	実施内容・その他
*	冷蔵庫内、冷凍庫内の清掃	/	/	
*	食器・食缶・パン棚・パン箱・副食棚等の保管場所の清掃	/	/	
*	残菜置場、廃品処理置場の清掃	/	/	
*	床、排水溝の清掃	/	/	
*	グリストラップの清掃(専用のエプロン、長靴着用)	/	/	

(2)機器の点検・清掃・保守(「調理機器取扱マニュアル」参照)

	項目	美施予定	美施日	美施内容・その他
*	回転釜の主軸及びウォームギヤに機械油等を注油	/	/	
*	消毒保管庫内部は水洗いせず、汚れを拭きとる (食缶・食器消毒保管庫、包丁まな板殺菌庫)	/	/	
*	牛乳保冷庫・物資用冷凍冷蔵庫のコンデンサー部分の清掃	/	/	
*	スチームコンベクションオーブンの吸気フィルターの洗浄	/	/	
	回転釜の点検及び手入れ、皮むき器、缶切り器の注油	/	/	
	衛生管理マニュアル(43ページ) 2 機器点検リストによる点検	/	/	

(3)調理・配食に使用する物品の点検・洗浄等

項目	実施予定	実施日	実施内容・その他
食器(漂白を含む)、スプーン、食缶、容器類、ざる、配食用トレイ・盆 等	/	/	
中心温度計等の点検・消毒・温度確認	/	/	

(4)衛生管理害虫駆除等【実施後に「害虫駆除実施報告書」(様式任意)を学校に提出】

	項目	実施予定	実施日	実施内容・その他
*	物資用倉庫の清掃,整理整頓,温度・湿度の点検	/	/	
*	ねずみの駆除【冬期・春期】	/	/	
*	、- ジャブII 佐の無井中山の町M	/	/	

(5)その他

項目	実施予定	実施日	実施内容・その他
調理員用トイレの点検・清掃・消毒	/	/	
更衣室の清掃	/	/	
給食室周辺の清掃	/	/	
その他、学校が特別指示書で指示する内容	/	/	

令和8年度

京都市立百々小学校給食調理業務委託に係る施設及び機器類等の使用に関する仕様書

1 目的

本仕様書は、京都市立百々小学校(以下「学校」という。)の給食調理業務の受託者に対して、 市が所有する施設、設備又は機器等(以下「施設物件」という。)を有償で提供し、使用させる ことを目的とする。

2 提供する施設物件

- (1) 厨房 212㎡ (サービスホール含む)
- (2) 厨房機器類一覧表

品名	数	品名	数	品名	数
食器消毒保管庫	2	食缶消毒保管庫	1	牛乳保冷庫	1
食器洗浄機	1	ガス回転釜	6	物資用冷凍庫	1
物資用冷蔵庫	1	三槽水槽	2	二層水槽	1
保存食用冷凍庫	2	一槽水槽	2	調理台	2
球根皮剥機	1	野菜裁断機	1	撹拌機(ミキサー)	1
瞬間湯沸器	2	洗濯機	1	コンロ	1
スチームコンベクションオーブン	1	包丁まな板殺菌庫	1	合計	3 1

3 施設物件の使用範囲

- (1) 京都市立百々小学校給食調理業務委託契約(以下「委託契約」という。)の業務遂行及びその付帯業務にのみ使用するものとする。
- (2)貸与期間の途中で、法令若しくは京都市の条例、規則の改正あるいは給食調理業務の変更、破損等により機器等の全部又は一部に変更を加える必要が生じた場合は、速やかに受託者と協議のうえ変更を行う。この場合、受託者にあっては、変更後の機器等を使用するものとする。

4 施設物件の不具合

- (1) 施設物件に不具合が生じたときは、速やかに学校長等に連絡すること。
- (2) 施設物件が故障・破損した場合は、受託者において賠償すること。ただし、 受託者が善良な管理者の注意をもってしても生じた不具合については、学校に おいて修理等を行う。自然災害においても同じとする。

5 使用時間帯等

- (1) 委託契約の仕様に定める業務実施に必要な時間内に使用すること。
- (2) 上記以外の時間に使用する場合は、別途協議する。

6 物品の区分

貸与された厨房機器について、受託者はその他の物品を明確に区分して管理しなければならない。また、本仕様書第4項第2号の規定による場合を除き、受託者は物品の維持管理に要する一切の費用を負担するものとする。

7 貸与物品の返納

受託者は、貸与物品が不要になったとき又は貸与期間が満了したときは、学校の指示に従い 返納しなければならない。ただし、当該貸与期間満了後引き続き同一の内容で契約を締結する ときはこの限りでない。

8 転貸の禁止

受託者は、貸与物品を第三者に転貸し、又は使用する権利を譲渡してはならない。

9 報告

学校は、必要と認めるときは、受託者から物品管理状況の報告を求めることができる。この 場合、受託者はこれを拒むことができない。

10 使用料

各使用料は次のとおりとする。なお、支払いは、市指定の支払方法により、年度初めに支払 うこと。

(1) 光熱水費使用料 414,962円/年

(2) 土地建物維持費 215,816円/年

(3) 厨房関係備品使用料 828,644円/年

(4) 合 計 1,459,422円/年(税込み)

京都市立百々小学校 給食室平面図

